

第1回 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部会議

◇日時：令和4年12月28日（水）

午後1時30分から2時まで（予定）

◇場所：大阪府庁本館1階 大阪府議会第4委員会室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（案）について
 - ・第2期計画（案）の概要
 - ・第2期計画策定に係る今後のスケジュール（案）
- (2) その他

3 閉会

【配布資料】

・配席図

<説明資料>

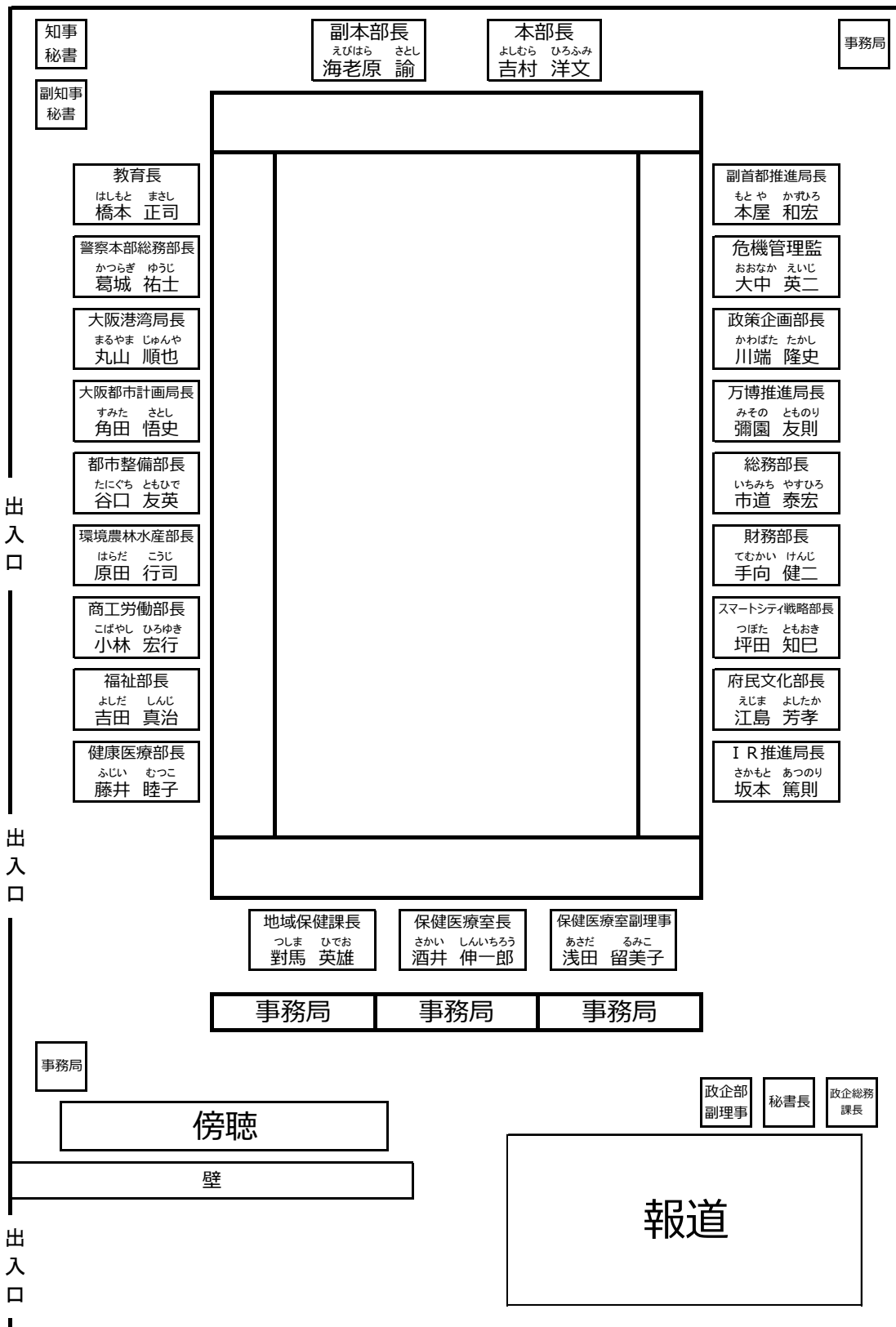
- | | |
|------|-----------------------------|
| 資料 1 | 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（案）の概要 |
| 資料 2 | 第2期計画策定に係る今後のスケジュール（案） |

<その他配布資料>

- | | |
|--------|--------------------------|
| 参考資料 1 | 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（案） |
| 参考資料 2 | 大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例 |
| 参考資料 3 | 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部運営要綱 |

第1回大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部会議 配席図

日時：令和4年12月28日（水）13時30分～14時00分
場所：第4委員会室



1. 基本的事項

1 基本理念

- アルコール、薬物等に対する依存に関する施策等との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。(基本法第3条・第4条、基本条例第3条)

1 計画の位置付け

- 基本法第13条第1項及び基本条例第7条第1項に定める「ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定。

1 2期計画の期間

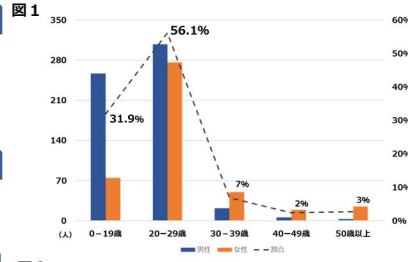
- 令和5年度から令和7年度までの3年間

2. 現状と課題

(1) ギャンブル等依存症を巡る状況【「ギャンブル等と健康に関する調査」(令和3年2月実施)等より】

① 経験したギャンブル等の種類

- 生涯での経験 ※ロト・ナンバース等を含む
 - 「宝くじ」60.5% 「パチンコ」51.2% 「競馬」33.2%
- 過去1年での経験
 - 「宝くじ」47.6% 「競馬」15.5% 「パチンコ」14.7%

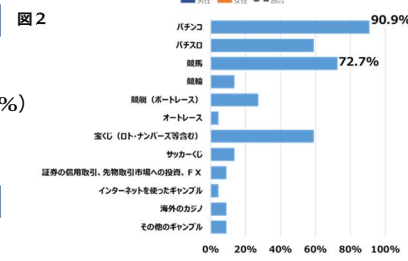


② 初めてギャンブル等をするようになった年齢【図1】

- 平均「0-19歳」: 31.9%
- 平均「20歳代」: 56.1%

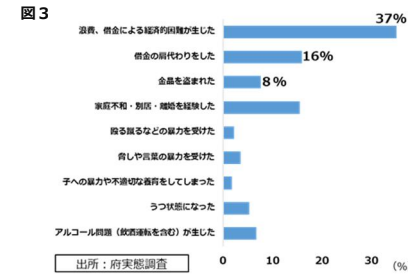
③ ギャンブル等依存が疑われる人 (SOGS※5点以上) のギャンブル等行動

- ギャンブル等の種類【図2】
 - 過去1年での経験: 「パチンコ」90.9% 「競馬」72.7%
 - (最もお金を使用): 「パチンコ」50.0% 「パチスロ」31.8%
- ※SOGS (South Oaks Gambling Screen) とは、アメリカのサウスオクス財団が開発したギャンブル等依存症の診断のための質問票。



④ 家族等がギャンブル問題から受けた影響【図3】

- 「浪費、借金による経済的困難」: 37%
- 「借金の肩代わり」: 16%



⑤ ギャンブル等依存の相談者の借金額【図4】

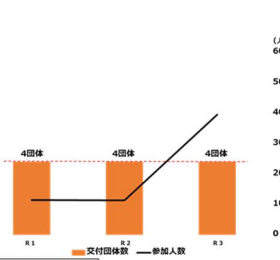
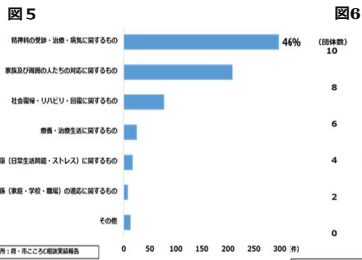
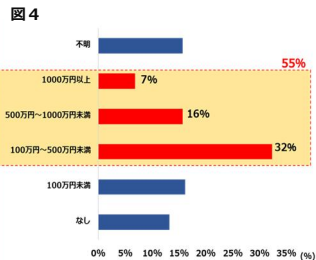
- 「100万円以上」: 55%

⑥ 専門相談における主訴の内容【図5】

- 「精神科の受診・治療・病気に関するもの」: 46%

⑦ OAC加盟機関・団体への補助実績【図6】

- 早期介入・回復継続支援事業参画団体数
 - 「R1-R3団体数」: 4団体 (横這い)



(2) ギャンブル等依存が疑われる人の推計【R4.11月時点 ※今後、R4年度大阪府実施予定の実態調査結果を反映予定】

- 国及び府が実施した調査における割合を府の成人人口 (令和3年12月現在: 750万人) にあてはめると、過去1年以内の「ギャンブル等依存が疑われる人」の数※は、約9万8千人から16万6千人と推計され、そのうちギャンブル障害に該当する人は約半数と推定される。

※SOGS質問票を用いた得点が5点以上の回答者をいう。

<推計>

調査名	割合	府推計値
① 国実態調査 (R3.8公表)	ギャンブル等依存が疑われる人の割合は成人の2.2%	約16万6千人
② 府実態調査 (R4.3公表)	ギャンブル等依存が疑われる人の割合は成人の1.3%	約9万8千人

注: 府成人人口※ 約750万人から換算 ※R3.12.1時点

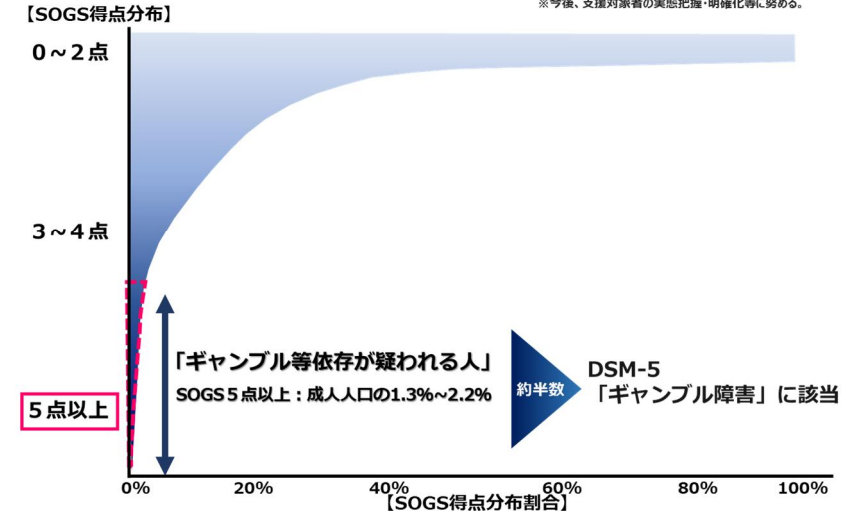
<注釈>

- 国実態調査の報告書では、SOGSを用いた推計値は、国際的診断基準であるDSMを用いた割合より高くなることが報告されていることや、SOGSとDSM-5の基準による診断結果を比較すると、「SOGSでギャンブル障害が疑われた者の53%は、DSM-5のギャンブル障害には該当しない」とする研究を紹介している。
- 上記割合は、95%信頼区間 (同じ調査を100回実施した場合、95回はその区間内になることを意味する。府実態調査では0.8-2.0、国実態調査では1.9-2.5。) の間で変動する可能性がある。
- 府実態調査の割合については、回収率及び有効回答率が低く (回収率31.7%・有効回答率31.0%)、SOGS5点以上に該当する回答数が少ないため参考値とする。

【ギャンブル等依存が疑われる人のイメージ】

支援対象者※のイメージ

※今後、支援対象者の実態把握・明確化等に努める。



I 基本的な考え方

の基本理念や現状と課題等を踏まえ、第1期計画での5つの基本方針に、調査・分析の推進と人材の養成を加えた7つの基本方針に沿って、9つの重点施策を展開し、ギャンブル等依存症対策の更なる強化を図る。

I 全体目標

〇ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することで、「府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する」ことを目標とする。

〇府実態調査結果を基に、令和7年度における以下の数値について、計画作成時点の令和4年度の数値からの増減をめざす。

- 全体目標に対する指標 ▶ (1) 「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の低減
(2) 「ギャンブル等依存症は病気であることを知っている」と回答した府民の割合の増加

II 基本方針に基づく施策体系と個別目標

基本理念	基本方針	重点施策	取組み
アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。	I 普及啓発の強化	【重点①】若年層を対象とした予防啓発の強化	n 児童・生徒への普及啓発 新規・拡充 n 大学・専修学校等への普及啓発 n 若年層にかかわる機会がある人々への普及啓発
		【重点②】依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進	n 府民への普及啓発 新規 n 多様な関係機関と連携した啓発月間における普及啓発 拡充
	II 相談支援体制の強化	【重点③】依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	n 相談窓口の整備 新規 n 本人及び家族等への相談支援の充実 n 回復支援の充実
	III 治療体制の強化	【重点④】治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	n ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実 新規 n 専門治療プログラムの普及 n 受診したギャンブル等依存症の本人等への支援
	IV 切れ目のない回復支援体制の強化	【重点⑤】関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	n ネットワークの強化 新規 n 円滑な連携支援の実施 新規
		【重点⑥】自助グループ・民間団体等の活動の充実	n 自助グループ・民間団体等が行う活動への支援 拡充 n 自助グループ・民間団体等との協働
	V 大阪独自の支援体制の推進	【重点⑦】予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	n OATISによる取組みの推進 n 「(仮称)大阪依存症センター」の整備 新規
VI 調査・分析の推進	【重点⑧】ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	n ギャンブル等依存症に関する実態調査 n ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実状把握 拡充	
VII 人材の養成	【重点⑨】相談支援等を担う人材の養成	n 段階的養成プログラムの作成 新規 n 様々な相談窓口等での相談対応力の向上	

※ 新規：具体的な取組みとして新規事業を考えているもの 拡充：具体的な取組みとして事業の拡充等と考えているもの

指標	現状	目標
① 高等学校等における予防啓発授業等の実施率	4校※1 (R3年度末)	毎年度100%※2 (R5-7年度末)
② 教員向け研修会の参加者数(対面での研修を基本とする)	133名※3 (R3年度末)	毎年度100名以上 (R5-7年度末)
① 依存症総合ポータルサイトのアクセス数	5,606件 (R3年度末)	毎年度2万件以上※4 (R5-7年度末)
② 府民セミナー・シンポジウムの参加者数	473名 (R3年度末)	毎年度2,000名以上 (R5-7年度末)
相談拠点機関及び「依存症ほっとライン(SNS相談)」の相談数	3,244人 (R4年度末見込)	1.5倍 (R7年度末)
ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数	25機関 (R3年度末)	60機関 (R7年度末)
相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率	約25% (R3年度末)	50%程度 (R7年度末)
① 補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数	4団体 (R3年度末)	増加 (R7年度末)
② 相談拠点機関が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	約33% (R3年度末)	50%程度 (R7年度末)
ワンストップ支援を提供できる機能を整備	-	整備完了 (1R開業まで※5)
ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数	1回 (R3年度末)	毎年度1回 (R5-7年度末)
関係機関職員専門研修により養成した相談員数	461人 (R3年度末)	毎年度500人以上 (R5-7年度末)

※1 府立高校における出前授業の実施数のため参考値
※2 R5年度は実施時期が下半期となるため半数の50%
※3 Web研修のみの参加者数であるため参考値
※4 R5年度は運用時期が下半期となるため半数の1万件
※5 IR区域整備計画の認定等の進捗に合わせ計画的に推進

4. 第2期計画の推進体制等

I 推進会議等

- 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部・推進会議 **新規**
- 大阪府依存症関連機関連携会議・専門部会
- 大阪府依存症対策庁内連携会議

I 進捗管理等

- 本計画については、推進本部において、計画に基づき実施する施策の実施状況の評価を行うとともに、その結果の取りまとめを行う際には、推進会議の意見を聴取する。
- 本計画の進捗等の状況変化により、必要が生じた場合は、計画の見直しを行う。

I ギャンブル等依存症対策基金

- ギャンブル等依存症対策の推進に資するための資金を積み立てるため設置。
- 本基金を活用し、府民と協働し、府民が安心して健康的に暮らせる社会の実現を目的とするギャンブル等依存症対策の取組みを推進。

第 2 期計画策定に係る今後のスケジュール（案）

R 5	1月	<p>第 2 回大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議</p> <p>【議題：第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（案）について（意見聴取）】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>本部長（知事）と調整の上、第 2 期計画（案）を確定</p>
	2月	第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（案）パブリックコメント
	3月	<p>第 2 回大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部会議（予定）</p> <p>【議題：第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（案）について（報告等）】</p> <p>第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画策定</p>

＜参考＞ 大阪府ギャンブル等依存症対策条例

第十二条 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部

ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という）を置く。

第十三条 本部の所掌事務

- 1 ギャンブル等依存症対策推進計画案の作成及び実施の推進に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴かなくてはならない。
 - 一 ギャンブル等依存症対策推進計画の案を作成しようとするとき。